

砺波市地域防災計画改定（案）の概要について

①「一般災害編」の改定について

ア 水防法の改正に伴う改定について

●改定内容

洪水浸水想定区域内に位置する「要配慮者利用施設」（13か所）について、砺波市地域防災計画にその名称及び所在地を定めることで、避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務づけられたもの。

イ 土砂災害防止法の改正に伴う改定について

●改定内容

土砂災害警戒区域内に位置する「要配慮者利用施設」（2か所）について、砺波市地域防災計画にその名称及び所在地を定めることで、避難確保計画の作成及びこれに基づく避難訓練の実施が義務づけられたもの。

ウ 気象業務法の改正に伴う改定について

●改定内容

気象庁が発表する防災気象情報について、表面雨量指数の導入及び流域雨量指数の精緻化等に伴い、大雨及び洪水警報・注意報等の発表基準が改善されたもの。

エ 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う改定について

●改定内容

高齢者や障害者等の要配慮者が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称が変更されたもの。

(変更前) (変更後)

- ・「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
- ・「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

オ 砺波市業務継続計画の策定に伴う改定について

●改定内容

砺波市業務継続計画の策定に基づき、職員配備基準及び災害対策本部等の編成分掌事務等を見直したもの。

カ その他の改定について

●改定内容

前回の改定以降の法令及び国の指針改正並びに砺波市の組織の改編等に伴い所要の改定を行うもの。

②「地震災害編」の改定について

ア 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う改定について

●改定内容 <前記の「一般災害編」と同様の改定とする。>

イ 富山県地震被害想定調査の結果の公表に伴う改定について

●改定内容

富山県が実施した「砺波平野断層帯西部」「森本・富樫断層帯」「邑知潟（おうちがた）断層帯」の地震被害想定調査結果が平成29年12月に公表されたことを受け、本市における地震被害想定等を見直すもの。

ウ 砺波市業務継続計画の策定に伴う改定について

●改定内容 <前記の「一般災害編」と同様の改定とする。>

エ その他の改定について

●改定内容

前回の改定以降の国の指針改正及び砺波市の組織の改編等に伴い所要の改定を行うもの。

③「原子力災害編」の改定について

ア 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う改定について

●改定内容 <前記の「一般災害編」と同様の改定とする。>

イ 砺波市業務継続計画の策定に伴う改定について

- 改定内容 <前記の「一般災害編」と同様の改定とする。>

ウ その他の改定について

- 改定内容

前回の改定以降の国の指針改正及び砺波市の組織の改編等に伴い所要の改定を行うもの。